

講シテ度キ度ハ吾々ノ中ニハ会社ノ仕事デ手ヲナクテタリ呈シテ  
ナクテタリスル者カ決ムアル。カウイフ危険作業ノ従事者ニハ  
爾後、生活ノ保証ヲシテ頂キ度イノデアリマス。

(杉山) 公傷ノ欠勤ニハ日給全額ヲ付シテ頂キタイ。現在保険  
組合カラ支給ナレル日給額百分ノ六十八、吾々ノ権利デスカラ、勿  
論別ニ支給シテ頂キテハナリマセンガ、又、公傷死七者ノ遺族ニ

ニ対シテハ五十分ノ死亡金当ラセテ頂キタイト思ヒマス。  
(上野) ヨレハ人令下ニ規スルコトデアルカス。会社ノ予算ノ  
如何ニ由ラズ、是非実行ニテハウケテハナリマセン。

課長 ソノ事ハウケテ頂キ度イノデアリマス。  
組合側 (杉山) 夫レハ公傷ノ待遇ニハカ、ソノ修ニナラザル者カアリマス。  
是非、早ク実施スルヤウシテ頂キ度イ。

課長 諸君ノ希望ニ添フヤウシテ頂キ度イ。  
組合側 (杉山) ソレカス。下級社員ノ待遇モ改善シテ頂キ度イと思  
ヒマス。

課長 社外ノ待遇ハ、社内ノ待遇ガハナク、ハノコトニ至ルコトハ、ハノコト  
課長 社外ノ待遇ハ、社内ノ待遇ガハナク、ハノコトニ至ルコトハ、ハノコト

組合側 (杉山) 雇員ハ勞務課ノ所管デスカ。

課長 雇員ハ社員ト同様秘書課デ取扱ツラキル。  
組合側 (杉山) 備員カラ雇員ニ昇格シタ場合、退職手当ノ年限算定

課長、ソノ算ハ備員トノ關係ニ勞務課デモ調査シテキルカラ、出来ルガク諸  
君ノ希望ニ添フヤウ盡キカニヨウ。

組合側 (杉山) 兵事忌引ノ休日ハ公休トシテ貰ヒタイト思ヒマス。兵事ハ  
國家ニ対スル義務デアリ、忌引ハ故人ニ対スル礼儀デスカラ、会社モ

コノ算ニ優遇ノ方法ヲ講ジテモイト思ヒ、現在ノ制度デハ、休ミニナルガ、賞  
典金ノ皆勤賞ヲ貰フコトガ出来ナイコトニテキマス。ヨレハ賞典ニ影響  
ナキヤウ公休日トシテ頂キタイ。

課長 ヨレハ会社ノ規定デアルカラ仕方ナイ。他ノ会社デモ皆勤ノ扱ハシテ  
キナイト思フ。カウイフ場合ニハ、年五日間ノ休暇ヲ利用スルヤウシ

テ貰ヒタイ。  
組合側 (杉山) 國民ノ義務ヲ履行スル者ヲ苦レ、國家事業ヲ阻止  
スルヤウテ、遣方ハ間違ツテハキマセカ。ヨレハ公休日ト改メルノカ当然デアルト